

# 身体拘束等の適正化のための指針

放課後等デイサービス

さくら南郷の家

## 身体拘束等の適正化の指針

### 1. 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者の活動の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。当事業所では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を容易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束防止に向けた意識をもち、身体拘束をしないケアの実施に努める事とする。

#### (1) 障害福祉・児童福祉サービス基準の身体拘束防止の規程

サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者などの生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止する。

#### (2) 緊急・やむを得ない場合の例外3原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病、障害を理解した上で身体拘束を行わない支援を提供することが原則である。しかし、以下の3つの要件すべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがある。

①切迫性・・・利用者または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

②非代替性・・・身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

③一時性・・・身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体拘束を行う場合には、以上の3つの要件をすべて満たすことが必要である。

### 2. 身体拘束防止に向けての基本指針

#### (1) 身体拘束の原則禁止

当事業所においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

#### (2) 緊急・やむを得ず身体拘束を行う場合

利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人・家族への説明を行い、同意を得て行う。

#### (3) サービス提供時における留意事項

身体拘束を行う必要性が生じないように、日常に以下のことに取り組む。

①利用者主体の行動・尊厳ある生活環境の保持に努める。

②言葉や対応等で、利用者の精神的自由を妨げないよう務める。

③利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた適切な対応をする。

④利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行わない。

⑤「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的に生活して頂ける様に務める。

(4) 利用者・家族への説明

利用者の人権を尊重し、安心してサービスを利用して頂くため、サービス契約時に事業所の方針を説明する。事業所は利用者及び家族の生活に対する意向を確認しケアの方向性を提案することで、身体拘束防止に向けた取り組みについて、理解と協力を得られるように務める。

3. 身体拘束防止に向けた体制

当事業所では身体拘束防止に向けて、身体拘束適正化検討委員会が役割を果たし、身体拘束防止に取り組む。

(1) 設置目的

事業所内等での身体拘束防止に向けた現状把握及び改善についての検討  
身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き  
身体拘束を実施した場合の解除の検討  
身体拘束防止に関する職員全体への指導

4. 座位保持装置等に付属するベルトやテーブルの使用

(1) 座位保持・座位保持装置とは

身体に重度の障害のある利用者は、脊椎の側弯、四肢・関節等の変形、拘縮等の進行により、身体の状態に合わせた座位保持装置や車いすを医師の意見書又は診断書によってオーダーメイドで制作し、使用している場合がある。背もたれや座面等の車椅子の機能がその人に合うように調整し、車椅子に座った際に姿勢を保持する必要がある。そのために安全かつ安楽に座位が維持されるようにベルトやテーブルが使用されている。

(2) 身体拘束と座位保持装置の違い

身体拘束にあたるとして、座位保持装置やオーダーメイドで制作された車椅子に付属しているベルト等を外すことで転落の恐れや、利用者が恐怖・緊張を感じるなど、かえって危険を招くことが考えられる。その危険を回避しようとして、ベッド上での生活を強いるなど、不適切な対応を招き、QOLの低下につながる恐れがある。「利用者の身体の機能や行動を制限する目的で行われる身体拘束」と「座位姿勢保持を目的に行われる座位保持装置の使用」には相違がある。

(3) 座位保持装置等の適正な使用

座位保持装置等を使用する場面、目的、理由を明確にし、利用者並びに家族と共通の認識をもって、互いの理解の下に座位保持装置等を使用する。支援場面では長時間の同一姿勢による二次障害や褥瘡を計画的に防止するための取り組みにも留意する。

5. 身体拘束防止・改善のための職員教育・研修

支援に関わる全ての職員に対して、身体拘束防止と人権を尊重したケアの励行について職員教育を行う。

①定期的な教育・研修（年1回）の実施

②新任者に対する身体拘束適正化の研修実施等、その他必要な教育・研修の実施

## 6. 利用者等に対する指針の閲覧

当該指針については、誰でも閲覧できるよう事業所に据え置くとともに、ホームページに掲示するものとする。

### 附則

この指針は、令和4年4月1日より施行する。